

買主様：【時計大会 申し合わせ事項】

第1条（手数料）

当社が特に指定する場合を除き、時計大会の取引については買主に手数料は発生しません。

第2条（商品情報）

1. 商品情報の記載内容は売主の申告に準じて掲載する情報で、当社が商品の品質等を保証するものではありません。ただし、売主が新品又は未使用品として出品する商品については、その状態を売主が保証します。
2. 商品情報及び商品画像はあくまで参考情報であり、買主は、自らの責任で下見により商品の実物を確認のうえ商品を入札するものとします。

第3条（後交渉）

1. 以下に該当する場合は後交渉の対象になります。ただし、以下に該当する原因が予め商品情報に記載されている場合はこの限りではありません。
 - (1)メーカーによる修理が受けられない場合（本規約第18条第5項第2号の定めに従う）
 - (2)メーカーでの修理の受けにあたり、非純正パーツ等の交換を条件とする場合
2. 出品表に基づく商品情報、商品画像又は下見にて確認できる商品の不備、故障及び商品の状態（外装、針及び文字盤・ダイアルのコンディションを含みます）については後交渉の対象外とします。なお、裏蓋が開いた状態の商品画像が当サイトにて掲載されている（下見での展示を含みます）商品については、商品画像から確認できる内部の状態は後交渉の対象外とします。
3. 前二項に関わらず、パッキン、バネ棒、ピン等の消耗品や日差等の精度については、後交渉の対象外とします。ただし、貴金属（金・プラチナ等）製のモデルにおいては、バネ棒が交換されている場合には、売主はその旨を出品表にて申告しなければならないものとし、申告が無い場合には後交渉の対象とします。
4. 商品情報のうち商品のランク及び商品画像に写り切らない僅かな外装の傷、スレ及び汚れ等については後交渉の対象外とします。
5. 付属品の後交渉は原則として保証書違いや、シリアル相違のみ対象とします。
6. 商品情報のうち定価に関する情報の精確性については後交渉の対象外とします。
7. 商品に含まれる貴金属及び宝石類の品質等（石の種類、石目・目方、純度・金性等）については、商品情報に記載されている範囲で売主が保証します。なお、商品に刻印がある場合であっても、商品情報に記載がないものについては後交渉の対象外です。

8. メーカーの鑑定書、鑑別書、アーカイブとの相違が出た場合は、後交渉の対象となります。

第5条（鑑定）

当社は、売主及び買主双方の了承に基づきメーカーに対し鑑定の依頼を行う場合があります。なお、当該鑑定により商品の原状変更（破損を含む）が伴う場合がありますが、当社はその修理費を含む一切の責任を負いません。

以上

2025年11月13日 施行

株式会社 OKURA